町田市木曽山崎団地地区まちづくり連絡協議会設置要綱

第1 設置

木曽山崎団地地区におけるまちづくりの基本的な方向性、学校跡地の活用方法その他の木曽山崎団地地区におけるまちづくりに関する事項について協議するため、

町田市木曽山崎団地地区まちづくり連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第2 定義

この要綱において「木曽山崎団地地区」とは、町田都市計画において、一団地の 住宅施設「木曽山崎一団地の住宅施設」に定められた地区及び地区計画「山崎団地 第一地区」に定められた地区をいう。

第3 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 木曽山崎団地地区のまちづくりの基本的な方向性に関すること。
- (2) 木曽山崎団地地区の学校跡地の具体的な活用方法に関すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、木曽山崎団地地区のまちづくりに関すること。

第4組織

- 1 協議会は、委員13人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

第5 委員の任期

委員の任期は、協議会が第3の規定による報告をしたときまでとする。

第6 会長等

- 1 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第7 会議

- 1 協議会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めるこ

とができる。

第8 庶務

協議会の庶務は、政策経営部企画政策課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、2011月10月19日から施行する。

別表(第4関係)

学識経験を有する者 1人

町田山崎第二住宅管理組合の代表 2人以内

町田山崎団地自治会の代表 2人以内

町田木曽住宅ト号棟管理組合の代表 2人以内

町田木曽団地自治会の代表 2人以内

住宅供給公社木曽団地自治会の代表 2人以内

サンヒルズ町田山崎コミュニティ委員会の代表 2人以内